

北部訓練場ヘリコプター着陸帯
移設事業(仮称)

事後調査報告書

令和2年
(平成30年度調査)

沖 縄 防 衛 局

目次

第1章 事業者の氏名及び住所

1.1 事業者の名称	1-1
1.2 代表者の氏名	1-1
1.3 主たる事務所の所在地	1-1

第2章 事業の目的及び内容等

2.1 事業の名称	2-1
2.2 事業の目的及び内容	2-1
2.3 事業が実施される区域の概況	2-17
2.4 事業の経緯	2-21
2.5 事業に付帯する整備の概要	2-22

第3章 事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の概況

3.1 事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域	3-1
3.2 地域特性	3-2
3.2.1 社会的状況	3-2
3.2.2 自然的状況	3-6
3.2.3 既設ヘリコプター着陸帯の状況	3-10

第4章 事業の実施状況

4.1 工事の概況	4-1
4.2 事後調査	4-11
4.3 環境保全措置の実施状況	4-12
4.4 事業に関するその他の事項	4-20

第5章 事後調査の項目及び調査の手法

5.1 事後調査の項目及び実施状況	5-1
-------------------	-----

第6章 事後調査結果の概要

6.1 存在・供用時に係る事後調査(G、H、N-1(a)、N-1(b)、N-4.1、N-4.2)

6.1.1 騒音

- 1) ヘリコプター騒音…………… 6-1

6.1.2 赤土等による水の濁り

- 1) 下流河川でのSS濃度、濁度及び流量…………… 6-4
- 2) 下流河川の赤土等の堆積状況…………… 6-23

6.1.3 植物

- 1) 事業実施区域における貴重な植物種の移植後の生育状況…………… 6-25
- 2) 林内の気温、湿度…………… 6-43
- 3) 影響範囲50m内における貴重な植物種及び植生の生育・分布状況…………… 6-72
- 4) 早期緑化帯における植栽種の生育・形成状況…………… 6-122
- 5) 工事による副次的影響を復元した箇所における植生状況…………… 6-165

6.1.4 動物

- 1) 周辺林内の乾燥化による貴重な動物種の生息状況…………… 6-173
- 2) 訓練車両の走行に伴うロードキルの状況…………… 6-211
- 3) ヘリコプター飛行時の騒音及び貴重な鳥類、カエル類の繁殖状況…………… 6-216

6.1.5 生態系

- 1) ノグチゲラの人工営巣木の利用状況…………… 6-265
- 2) ノグチゲラの人工採餌木の利用状況…………… 6-268
- 3) コウモリ類のねぐら利用として巣箱の利用状況…………… 6-277
- 4) 注目種の生息・繁殖状況…………… 6-284

6.1.6 景観

- 1) 囲繞景観…………… 6-378

第7章 事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討の結果

7.1 存在・供用時に係る事後調査(G、H、N-1(a)、N-1(b)、N-4.1、N-4.2)

7.1.1 騒音

- 1) ヘリコプター騒音……………7-1

7.1.2 赤土等による水の濁り

- 1) 下流河川でのSS濃度、濁度及び流量……………7-2
- 2) 下流河川の赤土等の堆積状況……………7-24

7.1.3 植物

- 1) 事業実施区域における貴重な植物種の移植後の生育状況……………7-25
- 2) 林内の気温、湿度……………7-27
- 3) 影響範囲50m内における貴重な植物種及び植生の生育・分布状況……………7-61
- 4) 早期緑化帯における植栽種の生育・形成状況……………7-79
- 5) 工事による副次的影響を復元した箇所における植生状況……………7-214

7.1.4 動物

- 1) 周辺林内の乾燥化による貴重な動物種の生息状況……………7-217
- 2) 訓練車両の走行に伴うロードキルの状況……………7-225
- 3) ヘリコプター飛行時の騒音及び貴重な鳥類、カエル類の繁殖状況……………7-226

7.1.5 生態系

- 1) ノグチゲラの人工営巣木の利用状況……………7-234
- 2) ノグチゲラの人工採餌木の利用状況……………7-235
- 3) コウモリ類のねぐら利用として巣箱の利用状況……………7-238
- 4) 注目種の生息・繁殖状況……………7-240

7.1.6 景観

- 7.2 困繞景観……………7-271

第8章 事後調査の結果により必要となった環境の保全のための措置
及び環境保全措置の変更

8.1 騒音	8-1
8.2 赤土等による水の濁り	8-2
8.3 植物	8-3
8.4 動物	8-5
8.5 生態系	8-7
8.6 景観	8-8
8.7 廃棄物等	8-8

第9章 事業に係る環境影響の総合的な評価

9.1 継続して講じる必要のある環境保全措置の項目及びその理由並びに継続して行う必要のある事後調査の項目及びその理由	9-1
9.2 環境保全措置は継続して講じる必要はあるが事後調査は継続して行う必要のない場合の、継続して講じる環境保全措置の項目及びその理由並びに継続して行う必要がない事後調査の項目及びその理由	9-9
9.3 継続して環境保全措置を講じる必要はないが事後調査は継続して行う必要のある場合の、継続して講じる必要のない環境保全措置の項目及びその理由並びに継続して行う必要のある事後調査の項目及びその理由	9-9
9.4 継続して講じる必要のない環境保全措置の項目及びその理由並びに継続して行う必要のない事後調査の項目及びその理由	9-10
9.5 事後調査の結果及び前述した「9.1」から「9.4」までに掲げる事項を踏まえた、対象事業の実施に係る環境影響の総合的な評価	9-12

第10章 事後調査を委託された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地……10-1